

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年四月二十五日から同年五月八日までの間縦覧に供します。

平成二十九年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
森岡 修司	奈良市五条町五番四号	奈良市窪之庄町二〇七番ほか二筆	
大東 彰	奈良市柚ノ川町六一一番地	奈良市柚ノ川町九〇四番ほか五八筆	
的場 美直	天理市下仁興町一五三七番地	天理市柚之内町元山口方一一二番一ほか三筆	
吉本 正広	吉野郡大淀町大字北野一三九番地の三	吉野郡吉野町大字志賀四一一番一ほか一筆	
渡邊 寛之	吉野郡大淀町大字北野二二番地の三	吉野郡吉野町大字平尾一八四番一ほか五筆	

二 申請年月日

平成二十九年四月十七日